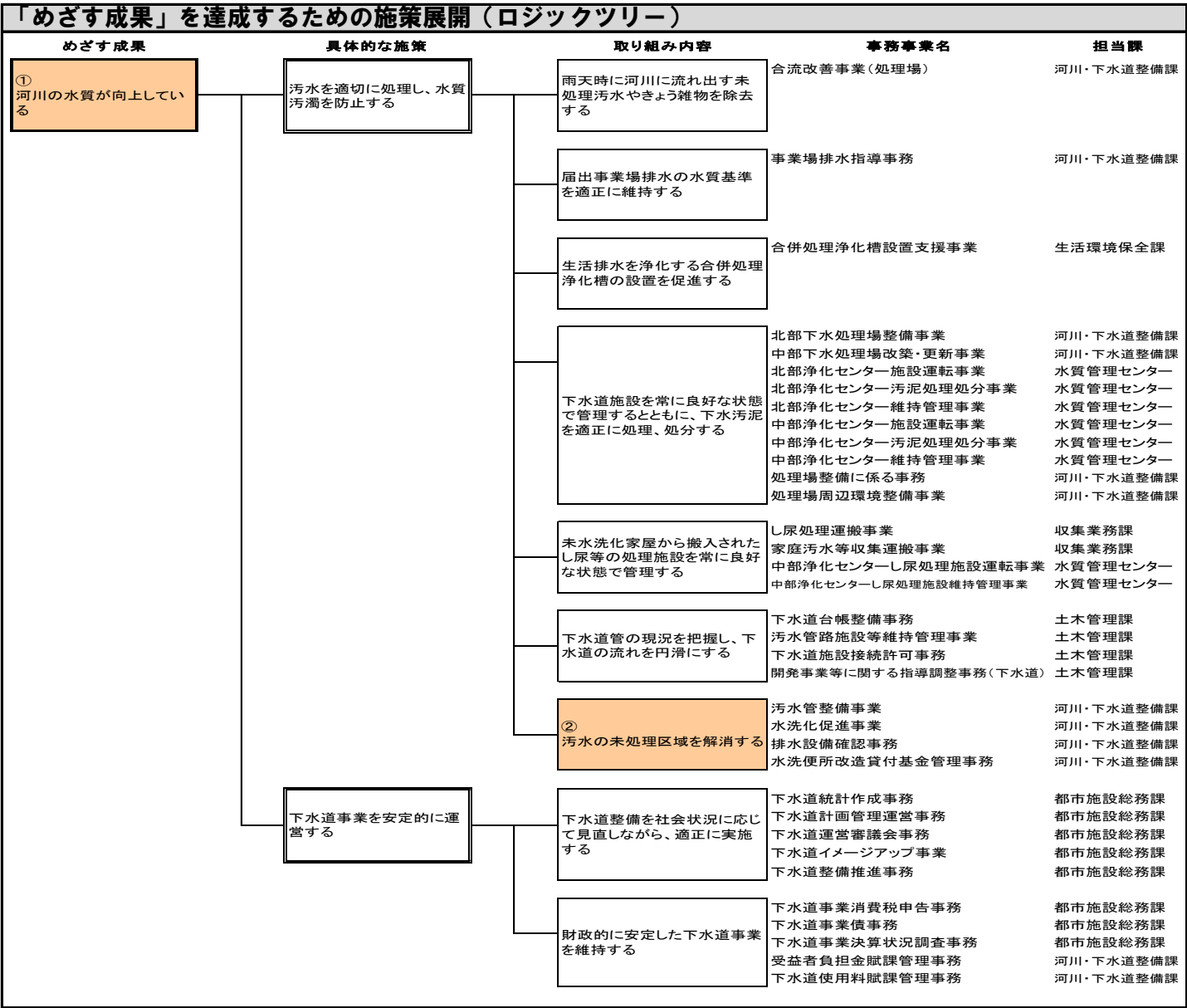


「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
4－1－2 河川の水質が向上している		
総合計画体系	健康領域・基本目標	まちの健康・環境を守り育てるまち
	個別目標	環境への負荷を減らす
	めざす成果	河川の水質が向上している
		生活排水が適正に処理され、川の水がきれいになっています。



総合計画掲載指標①		総合計画掲載指標②	
境川、引地川の生物化学的酸素要求量（BOD）		水洗化率	
計画策定時	3. 6mg/l	計画策定時	94. 7%
現状値	2. 2mg/l	現状値	
実績値	2. 1mg/l	実績値	95. 4%
（H21）	1. 2mg/l	（H21）	
中間目標値	3. 0mg/l	中間目標値	96. 0%
（H23）	以下	（H23）	
目標値	2. 0mg/l	目標値	97. 0%
（H25）	以下	（H25）	

「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート	
主な取り組み内容	【汚水を適正に処理し水質汚濁を防止する】 ・合流地区から排出される雨天時の汚濁を削減するために、合流式下水道の改善を図っています。 ・下水道施設の維持管理について、その質を確保しつつ、コストを縮減し、効率的な維持管理を行うため、北部浄化センターの性能発注方式による包括的民間委託の実施を進めます。 ・接続不明家屋の調査を実施し、未接続家屋への水洗化の促進を図っています。 ・下水処理施設の機能維持と延命化を図るため、長寿命化計画策定のための基礎調査を実施しています。 ・汚水を処理し、水質汚濁を防止するために、未水洗化家屋で発生した、し尿や家庭汚水等を処理施設へ適正かつ迅速に収集運搬しました。 ・生活排水を適正に処理することができる合併処理浄化槽の普及を促進するため、市街化調整区域内において、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から設置換えする市民に対する補助制度を継続するとともに、合併処理浄化槽の補助制度や、適正な維持管理の必要性について啓発しました。（補助件数：H19=7基、H20=3基、H21=3基） 【下水道事業の健全化を図る】 ・人口の減少傾向、高齢社会への移行、節水機器の普及による水道使用水量の減少などの社会情勢の変化に伴い、計画の見直しを行い、計画施設規模等の検証を行いました。

構成事業に対する考え方（事業の量及び実施手法）	・河川水質を向上させるためには、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽世帯のような未処理である生活排水を、公共下水道や合併処理浄化槽により処理することが必要であるため、市街化調整区域における下水道の整備が当分の間見込まれない地域では、合併処理浄化槽の普及・促進を図る必要があります。また、今後も、未水洗化家屋からの、し尿や家庭汚水等の運搬業務を適正かつ迅速に行なっていくきます。 ・北部浄化センターの維持管理業務委託の包括的民間委託の導入にあたり、中部浄化センターのこれまでの経過と実績を踏まえ、うえて問題や課題を検証し、適切な維持管理業務の確保がされるように包括的な性能保証基準の策定や受託事業者の選定方法、更に市の監視体制の整備などの検討をしていく必要があるとともに、今後の処理施設の改築・更新は、老朽化が進行し事業費が増大する恐れがある中で、ライフサイクルコストの最小化及び事業費の平準化が求められています。 ・社会情勢の変化を踏まえ、効率的な下水道計画として計画施設規模等の見直しを行います。
-------------------------	---

今後の展開方針		
新規事業の立案	注）例年どおりの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。	（該当する事務事業）
既存事業の拡充	・平成21年度から平成22年度にかけて重点的に接続不明家屋の調査を実施し、下水道使用料の適正な賦課を図ります。 ・老朽化施設の改築・更新を実施するとともに長寿命化計画を策定し、事業の効率化を図ります。 ・長期かつ大規模な事業であるため、増大する建設コストを縮減し、効率的に事業を推進します。	（該当する事務事業） 水洗化促進事業 北部下水処理場改築・更新事業及び 中部下水処理場改築・更新事業 合流改善事業（処理場）
事業の廃止・縮減	・合流改善事業に伴う雨水滞水池建設工事のH25年度未完了に併せて、当該事業の廃止をします。 ・対象世帯の減少に伴い委託料の減額が想定されます。	（該当する事務事業） 中部浄化センターし尿処理施設維持管理事業 し尿処理運搬事業 家庭汚水等収集運搬事業
事業の効率化	・包括的民間委託の導入により、下水道施設の維持管理については質を確保しつつ、コストを縮減し、効率的な事業の推進を図ります。 ・下水道全体計画の見直しにより、下水道事業認可計画に係る検討を行います。	（該当する事務事業） 北部処浄化センター施設運転事業 下水道計画管理運営事務 下水道整備推進事務
その他見直し	・合併処理浄化槽の設置換え及び適正な維持管理を促進するため、浄化槽法の権限を有する神奈川県大和保健福祉事務所と連携して取組みを進めます。	（該当する事務事業） 合併処理浄化槽設置支援事業

施策への提言	
総合計画審議会記入欄	* 平成23年度の審議予定となっています。